

第24期 軽井沢町農業委員会 第1回 総会議事録

発言者	内 容
中山茂課長	<p>委員の皆様、本日は、ご多忙中のところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、進行を務めさせていただきます観光経済課長の 中山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、任期満了後、最初の総会となりますが、農業 委員会等に関する法律第27条の規定により、町長が招集いたしました。</p> <p>また、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、軽井沢町議会から人事案件の同意を受けております。</p> <p>これより総会に先立ちまして、町長から軽井沢町農業 委員会委員の皆様任命書を交付いたします。</p> <p>それでは町長、前の方に移動をお願いします。</p> <p>順番にお呼びいたしますので、名前を呼ばれた方は前へお進みください。</p> <p>依田美和子様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、依田美和子殿、軽井沢町農業委員会の委員に任命する。令和2年7月20日 軽井沢町長 藤巻 進</p>
中山茂課長	<p>土屋 哲様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、土屋 哲殿、以下同文です。</p>
中山茂課長	<p>土屋史彦 様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、土屋史彦殿、以下同文です。</p>
中山茂課長	<p>坂本雄樹様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、坂本雄樹殿、以下同文です。</p>
中山茂課長	<p>小林朝夫様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、小林朝夫殿、以下同文です。</p>
中山茂課長	<p>岩井正則様</p>
藤巻進町長	<p>任命書、岩井正則殿、以下同文です。</p>

中山茂課長	市村初仁様
藤巻進町長	任命書、市村初仁殿、以下同文です。
中山茂課長	佐藤寛治様
藤巻進町長	任命書、佐藤寛治殿、以下同文です。
中山茂課長	佐藤 豊様
藤巻進町長	任命書、佐藤豊殿、以下同文です。
中山茂課長	荒井龍介様
藤巻進町長	任命書、荒井龍介殿、以下同文です。
中山茂課長	小宮山忠市様
藤巻進町長	任命書、小宮山忠市殿、以下同文です。
中山茂課長	市村正喜様
藤巻進町長	任命書、市村正喜殿、以下同文です。
中山茂課長	柳澤昌代様
藤巻進町長	任命書、柳澤昌代殿、以下同文です。
中山茂課長	諸星恵美子様
藤巻進町長	任命書、諸星恵美子殿、以下同文です。
中山茂課長	<p>町長ありがとうございました。席にお戻りください。</p> <p>以上をもちまして、第24期軽井沢町農業委員会、任命書の交付を終了いたします。</p> <p>続きまして、第24期軽井沢町農業委員会第1回の総会を開催いたします。</p> <p>初めに、藤巻町長より、あいさつを申し上げます。</p>

藤巻進町長	<p>本日は、第24期軽井沢町農業委員会第1回総会を招集させていただきましたところ、野菜出荷の最盛期を迎え大変お忙しい中、ご出席いただき誠に有難うございます。ただいま14名の方々に農業委員としての任命書を交付いたしました。国における農政改革の一つでもあります農業委員会制度の改正に伴い、この後に農業委員会から委嘱されます農地利用最適化推進委員7名の皆様とともに、新制度の2期目がスタートしますことをお祝い申し上げます。</p> <p>委員の皆様は、令和2年7月20日の本日から令和5年7月19日までの3年間、月例の総会をはじめ農家の方々の調整役など、各地域における農業の基礎を支える大変なお仕事をお願いするわけでございますが、どうか農業の発展と振興のためご尽力いただきますようお願いいたします。</p> <p>さて、農業をめぐる情勢は高齢化や担い手不足などまだまだ厳しい状況であります。国においては、農地の利用状況と利用意向調査に基づき、農地の貸し借りや権利移動、流動化のための農地中間管理機構との連携による農地利用の最適化や農業委員会制度、農地制度の改正、農業法人の規制緩和など刻一刻と変わりつつある農業情勢に対応が求められております。</p> <p>町といたしましても、優良農地の確保と農業再生、また平成28年度にオープンいたしました発地市庭を核といたしまして、観光と農業の連携、6次産業化の推進や農地の有効利用等を目的として現在、馬取地区での農地整備や担い手への農地集積、集約を実施していくため「人・農地プラン」実質化も進めております。両事業とも委員の皆様のご協力がなくては達成が困難でございますので、積極的なご意見を賜りますようお願いいたします。</p> <p>終わりに新型コロナウイルスの感染拡大につきましては緊急事態宣言が解除されてはおりますが、経済活動は停滞の状態が続いております。</p> <p>農業分野は住民生活の安定確保の観点から感染拡大防止対策を講じつつ、事業継続を行っていただきたいことから町としましても農業者の皆様を支援していく為、国の持続化給付金に上乗せする町独自の支援も実施しております。今後も安心して農業経営に取り組める環境や農業の育成と発展に取り組んでいく所存でございますので、委員皆様におかれましても今まで以上にお力添えをいただければと思っております。</p> <p>終わりになりますが、委員の皆様方のご活躍とご健勝をお祈り申しあげまして、あいさつとさせていただきます。</p>
中山茂課長	<p>それでは、お手元の総会次第により進行いたします。はじめに4、の仮議長の選出についてお諮りいたします。</p> <p>慣例により町長が仮議長という事でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
中山茂課長	<p>「異議なし」という事でございますので、町長に仮議長を務めていただきます。町長、よろしく願います。</p>

藤巻進町長	<p>ご指名でございますので、会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、お手元の次第の5、仮議席の指定でございますが、ただ今、皆様がお座りになられている席を仮議席としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
委 員	異議なし
藤巻進町長	<p>異議が無いようですので、今、お座りの席順を仮議席といたします。</p> <p>続きまして、次第の6、会長及び会長職務代理者の互選でございますが、お諮りいたします。互選について、いかが取り計らいましょうか。</p>
委 員	選考委員会による選考でお願いしたいと思っております。
藤巻進町長	<p>他にございますか。</p> <p>選考委員会という発言がございました。</p> <p>なお、選考委員会において選考されました会長及び会長職務代理者につきましては、決定となりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>選考委員会による選考ということよろしいでしょうか。</p>
委 員	事務局一任でお願いします。
藤巻進町長	事務局一任ということですが、いかがでしょうか。
委 員	異議なし
藤巻進町長	それでは、事務局一任ということですので、事務局案がありましたら発表願います。
中山茂課長	<p>事務局案として選考方法について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員としての経験年数も加味いたしまして、選考委員は6名とし、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>小林朝夫委員、依田美和子委員、土屋哲委員、坂本雄樹委員、佐藤寛治委員、佐藤豊委員をお願いいたします。</p> <p>なお、選考委員会で進行いただく代表委員は小林朝夫委員をお願いいたします。</p>
藤巻進町長	ただ今、事務局より指名がございました、6名の選考委員の案でいかがでしょうか。
委 員	異議なし

藤巻進町長	<p>それでは、ただ今、指名された委員の方は、隣の第9 会議室へお集まりいただき選考をお願いします。</p> <p>それでは、選考が終了するまで暫時休憩といたします。</p> <p>暫時休憩</p>
藤巻進町長	<p>それでは、休憩前に引き続き再開します。会長及び会長職務代理者の選考結果を、代表委員より報告をお願いします。</p>
小林朝夫代表委員	<p>ただ今、6名による選考委員会で選考会を開きました。</p> <p>選考結果を報告させていただきます。</p> <p>会長には、市村初仁さん、会長職務代理者には、土屋史彦さんと決まりました。</p>
藤巻進町長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、選考委員の代表者より選考の結果がございました。会長には、市村初仁さん、会長職務代理者には、土屋史彦さんに決まりましたのでよろしくお願い申し上げます。</p>
藤巻進町長	<p>それでは会長、会長職務代理者が決定いたしましたので、これをもちまして、仮議長の職を降任させていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
中山茂課長	<p>委員の皆さんには、ご了解をいただきたいと思います。</p> <p>町長は、公務のため、この場を退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
中山茂課長	<p>それでは、会長に選出された、市村様は、議長席へ 移動をお願いします。</p> <p>ただ今、ご就任されました市村様よりごあいさつをお願いします。</p>
市村初仁会長	<p>ただ今、皆様の選考によりまして農業委員会長に選出 されました市村でございます。</p> <p>新制度として2期目がスタートし重責ではございますが、更なる農地利用最適化に向けまして皆さんと一緒に 軽井沢町の農業関係と農地制度並びに農業振興について頑張りたいと思います。</p> <p>また、ご迷惑をお掛けする事もあろうかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。</p>
中山茂課長	<p>市村様 ありがとうございました。</p> <p>私と農林振興係長は、公務のため、退席させていただきます。</p> <p>なお、これより進行は、農業委員会事務局長が当たりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>

青木事務局長	<p>これより進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>総会につきましては、お手元の次第11ページ、12ページにございますが「軽井沢町農業委員会会議規則」の定めるところにより、行う事となっておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、議長についてであります、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会の議長は会長が行うこととなっておりますので、市村会長よろしくお願ひします。</p>
市村初仁会長	<p>規定により、私が議長を務める事になっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より会議成立の報告をお願ひします。</p>
青木事務局長	<p>委員総数14名中、14名全員の出席です。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により本総会が成立します事を報告します。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、本来であれば、農業委員の皆様には午前の部だけではなく、農地利用最適化推進委員も出席されます午後の部にもご出席いただく予定ではございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、農業委員の皆様は午前中のみ、農地利用最適化推進委員の皆様は午後のみのご出席となりますことをご了承ください。</p>
市村初仁議長	<p>次に次第7の「専門部の設置及び所属委員の選任」についてになりますが、次第15ページをご覧ください。軽井沢町農業委員会では、従来より農業の生産・経営などに関する協議・研究を行う「農政部会」と農地等に係る問題などを協議・研究する「農地部会」の2部会で運営しておりますが、第24期においての専門部の設置について、皆様からご意見を伺いたいと思ひます。</p> <p>何かご意見がございましたらお願ひします。</p>
委 員	事務局一任
青木事務局長	<p>事務局一任の発言がございましたので、農政部会と農地部会の2部会で決定させていただきます。</p> <p>委員数14名で、会長及び会長代理は、どちらの部にも属するという事で、残り12名の委員さんは、農政部会、農地部会のいずれかの部に属していただきます。半分に分けると、6名ずつの部会となりますので、希望の部を、ただ今、事務局で用紙を配りますので記入してください。</p> <p>なお、片方に偏ってしまった場合には、会長、会長代理の方で調整をさせていただきます。この場合には、必ずしも希望の部会とは限りませんので、ご承知置</p>

	<p>きください。</p> <p>また、女性委員さんにつきましても、いずれかの部会に分かれていただきますので、よろしくお祈いします。</p> <p>それでは、皆さんに用紙をお配りいたします。ご記入いただく間、暫時休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
市村初仁議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>事務局より専門部会の選任結果について報告願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは報告します。はじめに農政部会になりますが、依田美和子委員、荒井龍介委員、柳澤昌代委員、小宮山忠市委員、市村正喜委員、小林朝夫委員、続いて農地部ですが、土屋哲委員、佐藤寛治委員、坂本雄樹委員、諸星恵美子委員、佐藤豊委員、岩井正則委員の以上となりました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。事務局の報告どおりでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、事務局報告のと通りの部会所属委員と決定いたします。</p> <p>次に各部会の部長を決めていただきたいと思います。それぞれの部会ごとに分かれまして協議をお願いします。なお、部長が決まりましたら事務局まで報告をお願いします。</p> <p>農政部は隣の第9会議室で、農地部は第5会議室で協議をお願いします。</p> <p>部長が決まるまで、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
青木事務局長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>それでは、ただ今、各部の部長さんが選出されましたので報告いたします。</p> <p>農政部長には依田美和子委員、農地部長には土屋哲委員と決定いたしました。これから何かとご苦勞いただきますがよろしくお祈いします。</p> <p>それでは、次に次第8の「議席の決定」をいたしたいと思ひます。</p> <p>議席の決定は、軽井沢町農業委員会会議規則第8条の規定により、あらかじめ「くじ」で定めるとなっています。「くじ」は1回としたいと思ひます。</p> <p>また、「くじ」を引く順番は、仮議席順でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、毎月行われる総会の進行上、23期同様に議長席の近くに会長代理と農政、農地部長の席を置きたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>

青木事務局長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、議席番号1番に土屋史彦会長職務代理、議席番号2番に依田美和子農政部長、議席番号3番に土屋哲農地部長とさせていただきます。</p> <p>それでは、これから事務局が「くじ」を持って回りますのでよろしくお願ひします。その間暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き再開します。事務局より「くじ」の結果を報告願ひます。</p>
青木事務局長	<p>議席番号1番、土屋史彦会長職務代理者、議席番号2番、依田美和子農政部長、議席番号3番、土屋哲農地部長、議席番号4番、佐藤寛治委員、議席番号5番、荒井龍介委員、議席番号6番、坂本雄樹委員、議席番号7番諸星恵美子委員、議席番号8番、柳澤昌代委員、議席番号9番、小宮山忠市委員、議席番号10番、市村正喜委員、議席番号11番、小林朝夫委員、議席番号12番、佐藤豊委員、議席番号13番、岩井正則委員、議席番号14番は市村初仁会長となっております。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、事務局より報告がございましたとおり、議席が決定いたしました。それでは、各自荷物を持ちまして議席の方へ移動願ひます。移動が終わるまで、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>お座りの席がこれから3年間、議席となりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第9の「議事録署名委員の指名」をいたします。</p> <p>議事録署名委員は、軽井沢町農業委員会会議規則第14条の規定によるもので本日の第1回総会は、議席番号1番依田委員と議席番号8番柳澤昌代委員の2名にお願ひします。今後総会ごとに順次指名しますので、よろしくお願ひします。なお、総会議事録について、農業委員会等に関する法律第33条の規定により、会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。と定められております。</p> <p>それでは次に、次第10、の議事に入ります。農業委員会等に関する法律第17条の規定による議案第1号「軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p style="text-align: center;">事務局より説明願ひます。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号「軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明いたします。</p> <p>次第18ページをお願ひします。</p>



	<p>農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、名簿の7名を軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、軽井沢町農業委員会の承認を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局より議案第1号の説明がございましたが、議案第1号について何かご意見等ございますか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、次に、議案第2号の「軽井沢町農業委員会の委員慶弔規程（案）」について事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、議案第2号「軽井沢町農業委員会の委員慶弔規定（案）」について、説明いたします。次第19ページをお願いします。</p> <p>軽井沢町農業委員会の委員慶弔規程（案）は、委員相互の親睦を図るため、定めてございます。</p> <p>第2条の1から5に該当した場合に見舞金・弔慰金を贈ることになっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人が10日以上入院、20日以上病床にある時、手術加療は病気見舞金として10,000円を贈ります。</li> <li>2. 委員の父母、配偶者、子女が前項に該当する場合、見舞金として10,000円を贈ります。</li> <li>3. 本人が死亡の場合、弔慰金30,000円を贈ります。</li> <li>4. 委員の祖父母、父母、配偶者が死亡したときは、弔慰金10,000円を贈ります。</li> <li>5. 委員の子女が死亡したときは、10,000円を贈ります。</li> </ol> <p>第3条は、その他慶弔金を贈る必要が生じた時は会長と、会長職務代理者と農政部長及び農地部長の協議により、贈ることができる事になっております。</p> <p>また、第4条は、町長・副町長・観光経済課長・農業委員会事務局職員に対して、第2条に定める事項が生じた時は、会長・会長職務代理者、農政部長、農地部長の協議により、贈ることができる事になっております。</p> <p>第5条は、委員より平等に徴収し負担を行うこととなっておりまして、その都度徴収させていただきます。</p> <p>第6条は、規程により贈呈に対する返礼は行わないことを定めております。</p> <p>第7条は、事態が発生した時は直ちに事務局に連絡し、会長へ報告すること。</p>

	<p>必要に応じて各委員に連絡することになっています。</p> <p>この規程は、令和2年7月20日、本日から施行し、令和5年7月19日まで適用します。</p> <p>以上、慶弔規程の案になります。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、事務局より議案第2号について説明がございましたが、この件について何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、軽井沢町農業委員会の委員慶弔規程の(案)をお消しください。</p>
市村初仁議長	<p>次に、「議案第3号軽井沢町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第は20ページから21ページをお願いいたします。</p> <p>平成28年の農業委員会法改正によりまして同法の第7条第1項の規定により位置付けられた農地利用最適化の推進に関する指針は、地域における農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針の策定に努めなければならないこととされています。達成目標とその手法を定めた行動計画で、次の3点について、具体的な数値目標と達成に向けた推進の方法について定め、農業委員、推進委員、一体となり、指針に従い、その活動に当たるとされております。1点目は、担い手への農地利用集積・集約化、2点目は、遊休農地の発生防止と解消、3点目は、新規参入の促進でございます。利用状況調査いわゆる農地パトロールをもとに利用意向調査により得られた情報を利用した具体的な活動をお願いいたします。国、県の農地中間管理事業の利用、担い手農家へあっせんなど積極的な活用をお願いいたします。農地転用の案件のほか、地域の農地の状況や所有者の方の意向を把握いただきながら、農地の権利移動、貸し手と借り手のあっせん、仲介の活動をしていただくための指針となるものです。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたい事はございますか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ないようですので、それでは、次に「報告第1号農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地区について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

青木事務局長	<p>次第の２２ページをお願いいたします。</p> <p>名簿に記載のとおり、各委員の推薦地域及び各地域の農地等の状況を勘案し担当地区について別紙の通りとし、第２３期の役員会、総会においてもご報告させていただきました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ご意見等ございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ないようですので、以上をもちまして、本日の議事の全てが終了しました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に次第１１、のその他事項に入らせていただきます。次第２３ページ、（１）のＪＡ佐久浅間関係については、会長代理の説明となりますが、先ほど、会長代理が決定したところでございますので、今回につきましては私が第２３期の会長代理であったことから、私のほうからご説明申し上げます。</p>
市村初仁議長	<p>お手元の野菜出荷状況報告をご確認ください。７月１０日現在の状況でございますが、キャベツが出荷量で３５，６００ケース、金額で４０，１４９，０００円、前年対比で数量が７７％、単価が１４５％、金額で１１２％となっております。次にレタスでございますが、出荷量で５４，０００ケース、金額で６３，０００，０００円、前年対比で数量が８９％、単価が１０４％、金額が９２％です。次にチンゲンサイでございますが、出荷量で２５，０００ケース、金額で１６，４９７，０００円、前年対比で数量が８７％、単価が１０４％、金額が９１％です。合計で出荷量で１４０，０００ケース、金額で１４２，０４１，０００円、前年対比で数量が８０％、単価が１１６％、金額が９３％です。キャベツについては出荷が遅れていて、単価が高かったということですが、春先の出遅れが響いております、単価が高い割には数量が出ておりませんので、金額がそこそこ伸びてはいるわけではございますが、数量がもっと出ればだいぶ金額も伸びてくると思われまます。レタス及びチンゲン菜につきましてもやはり春先の出遅れが響いております、金額が落ちているわけでございます。それから最近まで国、県の廃棄事業が行われていたわけでございますけれども、この天候で７月１６日に解除となっております。また週間の天気予報で７月２２日に晴れの予報が出ていたわけでございますけれども、ここ最近の予報では曇りや雨に代わってしまいました、これからの出荷について大変苦慮していかなければいけないわけですが、できるだけ作付けをしていけるように推進していきたいと考えております。また例年恒例であります町長のトップセールスについても今年度は８月１７日から１８日に京都青果に出かける予定でありましたけれども、さきほど会長からもありました通り、町内でのコロナウイルス感染者発生及び全国的にも感染者が増加している状況でもあることから、中止とさせていただきます。以上です</p>

市村初仁議長	JA 佐久浅間農協関係で何かお聞きしたい点ございますか。
委員	なし
市村初仁議長	<p>ないようですので、次に（２）の佐久農業農村支援センター関係について、戸谷補佐より、ご説明をお願いしたいところではございますが、本日欠席となりますので、（２）については省略をさせていただきます。</p> <p>次に（３）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>その他事項について説明しますが、新型コロナウイルス関連も考慮し、個々の事案についての詳細説明は省略させていただきます。次第２３ページからになります。（３）の農業委員会定例総会の開催日についてですが、農業委員会は、今後、基本的に毎月一度総会を開会いたします。内容については、農地法に基づく、許可業務や意見の決定など、また、農地、農政の諸問題など多岐に渡る審議、決定をするものです。次第２４ページにございますが、農地転用などの法的業務につきましては、所定の申請が行われますと、その内容を審議いただき、意見決定したものを許可権者である、町農業委員長や県知事が適否を判断し、許可等の処理がなされます。</p> <p>この２４ページにありますのは、農地転用業務を短時間の処理で行うための長野県の事務処理モデルで、県下統一で示されています。標準受付期間は、毎月５日から１５日の間となっております。書類審査、現地確認を行いまして、毎月の農業委員会に諮ることになります。その後、県へ町農業委員会の意見書が付されます。</p> <p>申請地区の農業委員には、農地の状況等を各地区担当の推進委員とともに見ていただき、近隣農地への影響や、法的にはどうかを判断していただき、担当委員としての意見を総会時に述べていただき、賛否の議決をしていただきます。なお、推進委員の皆様には議長より必要に応じまして、ご意見、発言を求めることもありますので、お含みください。それから全体で内容の審議をしていただき、よろしいとなれば意見進達に進みます。大まかには、このような審議を行っていただきます。総会の開催時期ですが、おおむね毎月２５日を目安に行っています。なお、役員会に諮りまして、農作業の状況や町議会の関係等も考慮した上で開催しております。なお、２期目を迎えました農業委員会制度の改正に伴いまして、農地転用のほか農地利用の最適化ということで、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の更なる促進を推進することも委員会の必須業務となっておりますので、皆様の日々の活動のなかで、耕作されていない農地がございましたら、農地の貸し手と借り手の掘り起しにつきまして、積極的な活動をお願いいたします。</p> <p>次に、（４）の「農業委員会委員の各種協議会等の委員について」ですが、次第２５ページをご覧ください。各種団体への就任状況です。</p>

内容といたしましては、農業委員に、各種団体等の委員に就任していただきたいと言う事で、この表は、第23期で委嘱のあった団体と、委嘱委員の一覧表になります。農業関係では、軽井沢町農業再生協議会と、軽井沢町営農支援センターは、会長はじめ全委員が就任されます。

次に軽井沢町農業振興地域整備促進協議会は、会長、会長代理、農政・農地部長と3名の委員となっています。

長野県農業共済組合損害評価委員は会長代理となります。任期が到来しておりますので、のうさいから連絡があり次第手続きとなります。

・軽井沢町野菜価格安定対策事業運営協議会は、会長、会長代理、農政・農地部長となります。

・佐久農業委員会協議会と、長野県農業会議1号会議員は会長となります。

農業関係以外にもご覧のとおり委嘱されています。

・軽井沢町長期振興計画審議会は会長代理と、女性委員から1名となります。

・公共事業評価 監視委員会は会長代理です。

・軽井沢国際親善 文化観光都市 計画審議会は会長です。

・軽井沢町景観美化推進協議会は会長代理です。

・軽井沢町自然保護審議会は部長1名となります。

・軽井沢高原を美しくする会と軽井沢町有害鳥獣被害予防対策協議会及び行政改革懇談会は会長となります。

本日、役員及び専門部の構成が決まりましたので、この結果を踏まえ8月の役員会を経て、総会で報告させていただいた上、関係機関へ通知いたします。その後、担当する関係機関から連絡がありますので、会議への出席等よろしくお願ひします。

それでは次に、(5)の「軽井沢町農業者年金推進協議会 会員の加入について」説明します。

農業者年金につきましては、すでに、ご承知の委員も多いと思いますが、農家の皆様の生活の安定と福祉向上を図る目的で、協議会を設けてございます。

次第の26・27ページが会則となっています。年金制度のより一層の充実と、発展させる事も農業委員の重要な業務の一つになります。関係する皆様が一丸となって、将来安定した年金の確保をすべく会則が作られており、会則第3条の会員の規定の中で「趣旨に賛同する者」として、年金未加入の委員に協議会の会員になっていただくことをお願いしております。

なお、賛同いただける委員につきましては、第10条の規定により会費をご負担していただく事となります。

年金加入者で、すでに給付を受けられている方は年額1,000円で、現在、掛け金を払っている方、また、賛同いただける委員の方には、年額500円の会費を負担していただいております。

新任委員の皆様には、是非とも年金への加入若しくは、ご賛同いただくようお願いいたします。加入申込書と口座振替の手続用紙をお手元にお配りしてござい

ますので、総会終了後、ご記入の上、提出していただきたいと思っております。なお、振替口座は、農協のみになりますのでご理解をお願いいたします。会費につきましては、来年度からのご負担となりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、(6)の「全国農業新聞の購読について」ですが、この農業新聞の購読と普及につきましても、農業委員活動の重要な取り組みの一つとして、各地区の農業者、農業関係者又、農業に関心をお持ちの方に、農業に関する情報の提供をする活動になります。現在、当町におきましては、歴代の委員さんによる多大なご尽力によりまして、全国でも優秀な成績を上げています。この改選に併せまして、購読部数を一層増やしていただきますと共に新任の委員さんにつきましては、購読申込書をお手元に配布してございますので、ぜひ申込をお願いします。なお、新規の申し込みや購読などの窓口は、基本的には、各地区の農業委員と推進委員が窓口になりますので、よろしくをお願いします。毎週金曜日ごとに発行され、一月の購読料は700円で年間8,400円でございます。なお、購読料は四半期ごと集金させていただきます。

各委員の場合は、農協の口座からの引き落としの方法がございましたので、よろしくをお願いします。

次に(7)持続化給付金のお知らせについてでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、特に大きな影響を受ける方に国より法人は200万円、個人に対しては100万円の支給がございました。

また国からの支給対象となる場合は、町からの上乗せ給付金もございます。以前より実施している事業ではございますが、まだ新型コロナの収束が見通せないことも考慮いたしまして、改めて皆様に周知をさせていただきます。

次に、(8)の「その他」でございます。配布物の説明をさせていただきます。

次第23ページをご覧くださいとともに白色の封筒をお願いします。

まず、机の上にあります農業委員章を貸与しております。それから本日、新任の委員さんには、委員手帳2020年版を配布しております。

まず、委員章(バッジ)ですが、委員の身分を表すものです。定例会の他、各種公務に出席する場合、背広等に付けていただくようお願いいたします。次に農業委員手帳ですが、1枚めくっていただきますと、委員の身分証明書になっております。証明写真、空欄にご自身で必要な事項をご記入ください。

なお、後半に農業委員会等に関する法律の抜粋等が記載されておりますのでご利用ください。

次に全委員さんに、総会資料等を綴じるためのファイルをご利用ください。次に封筒内の資料についての内容説明については、省略させていただきますが、配布資料について、タイトルのみ読み上げますので、確認をお願いします。はじめに「農業委員・推進委員活動記録セット」「2020年度農業委員業務必携」「農地調

整ハンドブック」「農業委員・推進委員活動マニュアル」「農業者年金のチラシ」になります。これらの図書は、全国農業会議所の発行でございます。多くの冊子の中から、即、役立つものとして選んだものですので、ご一読し委員活動の参考としてください。

また、農地調整ハンドブックは、農地転用等の法令関係業務で今後使用しますので総会時には、ご持参ください。

次に2の「委員報酬、旅費等の委員費用弁償について」説明いたします。次第の28ページから30ページをお願いします。

農業委員、推進委員として活動される報酬として「軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、報酬が支給されます。金額ですが、年額で会長が506,400円、会長職務代理者が356,300円、他の農業委員と推進委員が272,200円となっています。支払は半年ごとで、4月から9月までと、10月から翌年の3月までの2回に分けて支給されます。なお、新任の委員さんの7月分については、日割りでの支給となります。また、委員の皆様が公務で町外へ出張されますと、町の旅費規程に基づき、費用弁償として旅費が支給されます。ただし、職員と公用車で出張した場合、旅費は支給されません。

出張旅費は、後日の精算払いとさせていただきますのでご承知置きください。

次に3の「公務災害補償について」ですが、次第31ページから37ページになります。委員の皆さんは、非常勤の公務員として町で保険に加入しております。農業委員推進委員活動は公務として扱われます。公務中に不幸にして怪我などをされた場合、また、会議に出席のため通勤途中での事故など不慮の事態が生じた場合は、至急事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

次に4の「農業委員不在地区の業務の割り振り及び緊急連絡網（暫定版）について」38ページから39ページになりますが、正式な名簿につきましては、8月の総会時に皆様にお配りしたいと思います。

本日は、緊急連絡網の情報収集と言う事で、委員皆様の電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、FAX番号等の把握をいたしたいと思いますので、お手元にお配りいたしました記入表へ記入いただき、また留任委員の方で変更がありましたらその部分とメールアドレスを記入いただき、ご提出ください。

全国農業新聞の購読の申し込み用紙、年金協議会への加入用紙と共に、本日の総会終了後に提出をお願いします。

次第23ページに戻っていただき、5の「当面の会議・行事等について」説明します。

○令和2年度佐久農業委員会協議会臨時総会(会長)

令和2年8月4日(火) 14時から 佐久合同庁舎4階 402号会議室

	<p>○農業委員会8月役員会 令和2年8月17日(月) 13時30分から 役場2階 第5会議室</p> <p>○令和2年度新任の農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会(委員全員) 令和2年8月25日(火) 13時30分から 東御市「ラ・ヴェリテ 3階オーロラ」</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第2回総会 令和2年8月28日(金) 13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、事務局よりいろいろ説明がございました。</p> <p>一度に多くの説明がありましたので、解りづらい内容もあったかと思いますが、不明な点は、その都度お聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。今後、総会、役員会、講演会、研修会、視察研修など様々な行事や会議がございます。また、農地の利用状況、利用意向調査のための農地パトロール、農地利用の最適化活動の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の現場活動など、お忙しいとは思いますが、積極的な委員活動をお願いいたしますとともに、ご協力をお願いします。事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。</p>
委 員	なし
青木事務局長	事務局から1点お願いいたします。新任の委員さんには、印鑑(認印)をご用意していただき事務局に預けていただくようになりますので、次回の総会に持参していただくようお願いします。以上です。
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければこれで午前中の部は終了とさせていただきます。多くの件をご審議いただき、また、お忙しい中ご苦労様でした。
青木事務局長	<p>皆様、ご苦労様でございます。それでは、ただ今より農地利用最適化推進委員の委嘱書交付式を行います。</p> <p>なお、本来であれば、農業委員の皆様にもご出席いただく予定ではございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止も考慮し、午後の部は農地利用最適化推進委員の皆様のみのお出席とさせていただきます。通常は、総会における議案につきましても農地利用最適化推進委員のご意見もいただきながら審議いたしますが、今回の第1回目については、このような状況下であることをご理解の上、午前中の議案は可決報告のみとさせていただきます。現在の当会議につきましても、農地利用最適化推進委員の皆様への委嘱式後に、午前中より開催中の第24期</p>



	<p>第1回総会を再開させていただきますことをご了承ください。午前中に決定いたしました農業委員長等の役職者及び農地、農政部所属の各委員については次第の14ページをご確認ください。</p> <p>それでは交付式を行います、会長より委嘱書を交付いたしますので、お名前を事務局より申し上げますので、お1人ずつ会長の前にお進み願います。</p> <p style="text-align: center;">「事務局より名前を読み上げる」</p>
市村初仁会長	<p>委嘱書、井出千恵子殿。軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱する。</p> <p>以下、発令内容を省略し、お名前のみ読み上げます。遠山冬樹殿、堀川正登殿、成田昭人殿、佐藤一之殿、儘田祐助殿、中里晃殿</p>
青木事務局長	<p>以上で、委嘱書交付式を閉じます。各委員は、着席をお願いします。</p> <p>それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>新制度の2期目となり、重責でございますが、農地利用の最適化の更なる推進に向けて、皆さんと一緒に軽井沢町の農業関係と農地制度並びに農業振興について頑張りたいと思います。</p> <p>また、ご協力いただく事やご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それでは会長、議長として午後の総会再開をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>議案第2号の「軽井沢町農業委員会の委員慶弔規程」について事務局より可決報告を願います。</p>
青木事務局長	<p>午前中と同様の説明を行う。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたいこと等はございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ないようでございますので、次に、「議案第3号軽井沢町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」事務局より、可決報告を願います。</p>
青木事務局長	<p>午前中と同様の説明を行う。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたいこと等はございますか。</p>

委 員	なし
市村初仁議長	ないようでございますので、次に「報告第1号農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地区について」を議題とします。 事務局より説明願います。
青木事務局長	午前中と同様の説明を行う。
市村初仁議長	ありがとうございました。何かお聞きしたい事等がありますか。
委 員	なし
市村初仁議長	ないようですので、次にその他事項についてでございますが、事務局より説明をいたしますが、新型コロナの関連も考慮し、時間を短縮してご説明いたします。 なお、(1)のJAの佐久浅間関係は会長代理からのご説明となりますが、本日は不在であること及び(2)の県佐久農業農村支援センター関係につきましても担当者が毎月の総会に出席して皆様にご説明申し上げるところではございますが、本日は欠席となりますので、(1)、(2)は省略とさせていただきます。それでは事務局よりお願いいたします。
青木事務局長	午前中と同様の説明を行う。
市村初仁議長	ただ今、事務局よりいろいろ説明がございました。 一度に多くの説明がありましたので、解りづらい内容もあったかと思いますが、不明な点は、その都度お聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。今後、総会、役員会、講演会、研修会、視察研修など様々な行事や会議がございます。また、農地の利用状況、利用意向調査のための農地パトロール、農地利用の最適化活動の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の現場活動など、お忙しいとは思いますが、積極的な委員活動をお願いいたしますとともに、ご協力をお願いします。事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。
委 員	なし
青木事務局長	事務局から1点お願いいたします。新任の委員さんには、印鑑（認印）をご用意していただき事務局に預けていただくようになりますので、次回の総会に持参していただくようお願いいたします。以上です。
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。

委員  市村初仁議長	なし  無ければ閉会としたいと思います。 本日は、第24期第1回の総会と言う事で、お忙しい中ご出席いただき、ご苦勞様でした。 それでは、以上で第24期第1回の農業委員会総会を閉会といたします。  (閉会：14時30分)
------------------	---